



男鹿市都市計画マスタープラン

Urban master plan of Oga city

【概要版】



平成 17 年 2 月

男 鹿 市

<目次>

1	都市計画マスタープランの概要	1
1-1	「都市計画マスタープラン」策定の背景と経緯	1
1-2	「都市計画マスタープラン」の位置付け	1
1-3	「都市計画マスタープラン」の役割	2
1-4	「都市計画マスタープラン」の計画対象	3
2	都市計画マスタープランの基本方針	5
2-1	都市づくりの基本理念	5
2-2	目標とする将来都市像	6
2-3	都市づくりの基本的取り組み	6
3	将来都市構造	8
4	分野別都市づくりの方針（全体構想）	10
4-1	土地利用の方針	10
4-2	道路・交通体系の整備方針	12
4-3	自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針	14
4-4	下水道及び河川の整備方針	16
4-5	公共公益施設の整備方針	18
4-6	安全で快適なまちづくりの方針	18
4-7	文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針	19
5	地域別都市づくりの方針（地域別構想）	20
5-1	船川地域の整備方針	20
5-2	船越地域の整備方針	23
5-3	脇本地域の整備方針	25
5-4	男鹿中地域の整備方針	27
5-5	北浦地域の整備方針	28
5-6	五里合地域の整備方針	29
5-7	戸賀・加茂地域の整備方針	30
6	まちづくりの実現に向けて	32
6-1	基本的な方針	32
6-2	実現体制の整備	33
6-3	今後の取り組み	34
	<参考> 都市計画マスタープランの策定経緯	35

1 都市計画マスタープランの概要

1-1 「都市計画マスタープラン」策定の背景と経緯

1-2 「都市計画マスタープラン」の位置付け

1-3 「都市計画マスタープラン」の役割

1-4 「都市計画マスタープラン」の計画対象



船越から寒風山を望む



1 都市計画マスタープランの概要

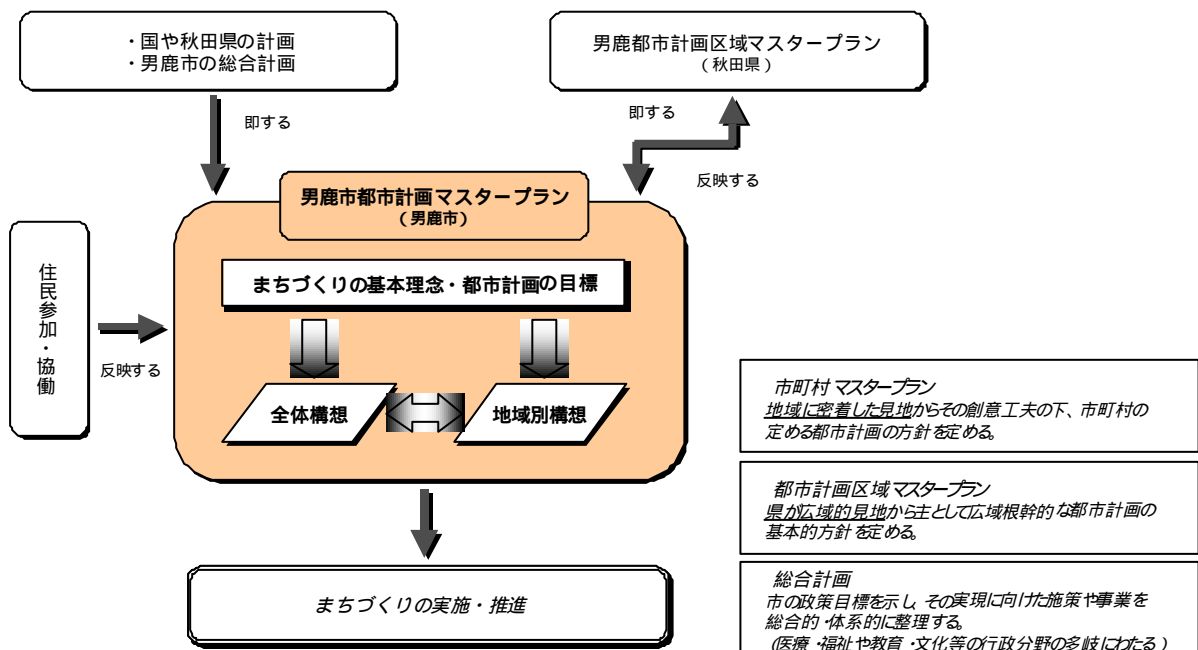
1-1 「都市計画マスタープラン」策定の背景と経緯

都市計画マスタープランとは、平成4年に改正された「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」において創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のことであり、市町村レベルの具体的な都市計画に対して基本的な方向性を示す役割を担っています。

このようなマスタープランが必要となった背景として、第一に社会全体の価値観がこれまでの都市の拡大を基本とする都市化社会から、地域性を重視した個性あるまちづくりへ移行してきたことが挙げられます。また第二として、近年のまちづくりに対する住民の参加意識の高まりにより、住民に最も近い立場にある市町村がまちづくりの具体的な将来ビジョンを提示することが求められてきたことが挙げられます。

1-2 「都市計画マスタープラン」の位置付け

都市計画マスタープランでは、市町村の建設に関する基本構想(市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等)と都市計画区域マスタープランに即しながら、将来的に行う都市計画の総合的な指針を与えるものとされています。



男鹿市都市計画マスタープランの位置付け



1-3 「都市計画マスタープラン」の役割

男鹿市都市計画マスタープランは、次のような役割を持って策定されます。

都市全体・地域別の将来像をわかりやすく示します

これからの本市のまちづくりについて、具体的かつ市民に分りやすい表現で、今後の都市の将来像やまちづくりの基本的方針について明らかにします。

都市計画の基本的な方針を示します

都市の将来像実現に向けた観点から、市町村決定の都市計画（道路整備、公園整備 等）について決定・変更の方針を示します。

個々の都市計画の整合性・一体性の確保を図ります

個々の都市計画（土地利用、都市施設、都市環境 等）の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な効率のよいまちづくりに取り組みます。

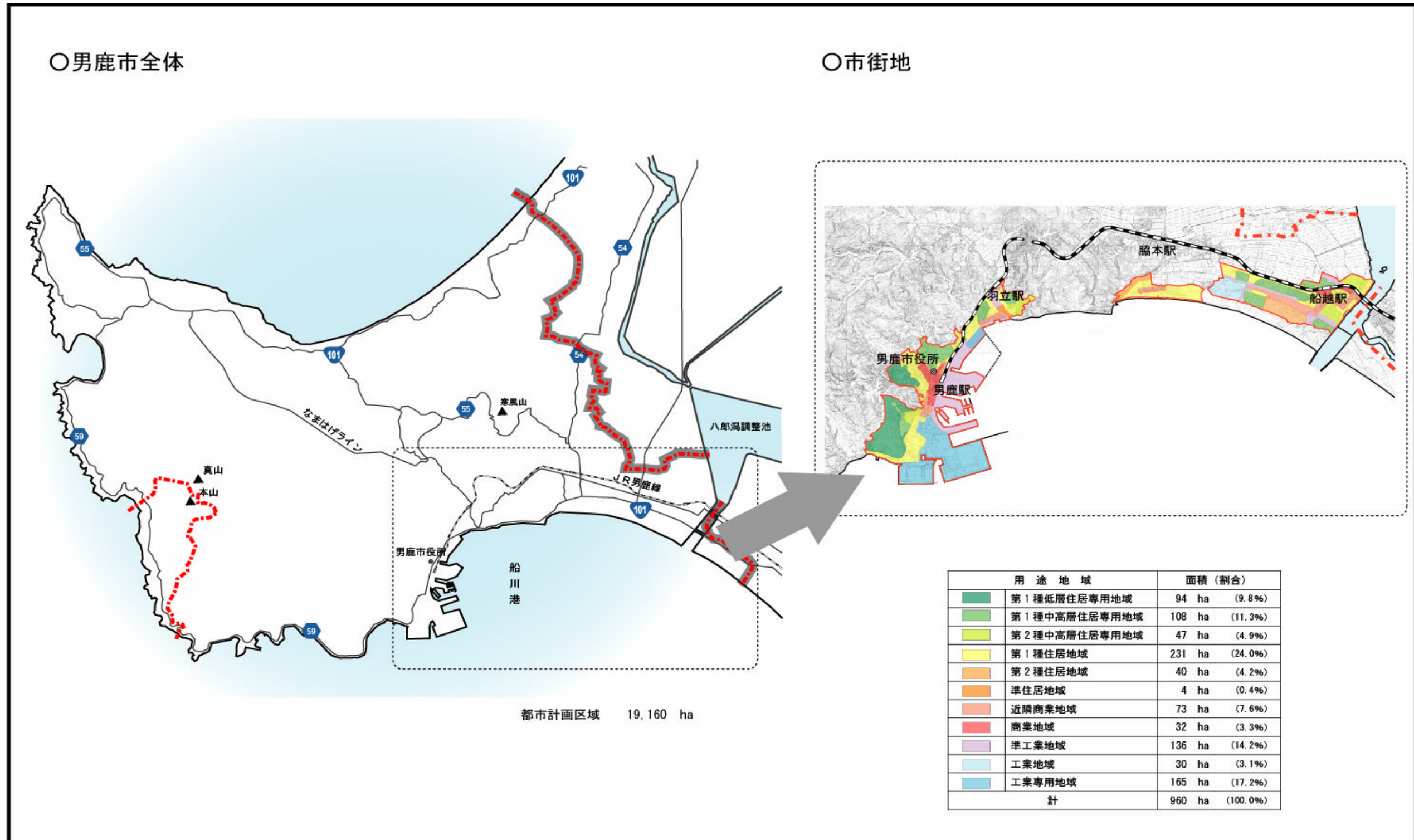
住民参加・協働のまちづくりを推進します

都市全体、地域別の将来像をわかりやすく示すことにより、住民のまちづくりへの関心を促し、多様な主体による協働のまちづくりを積極的に進めます。



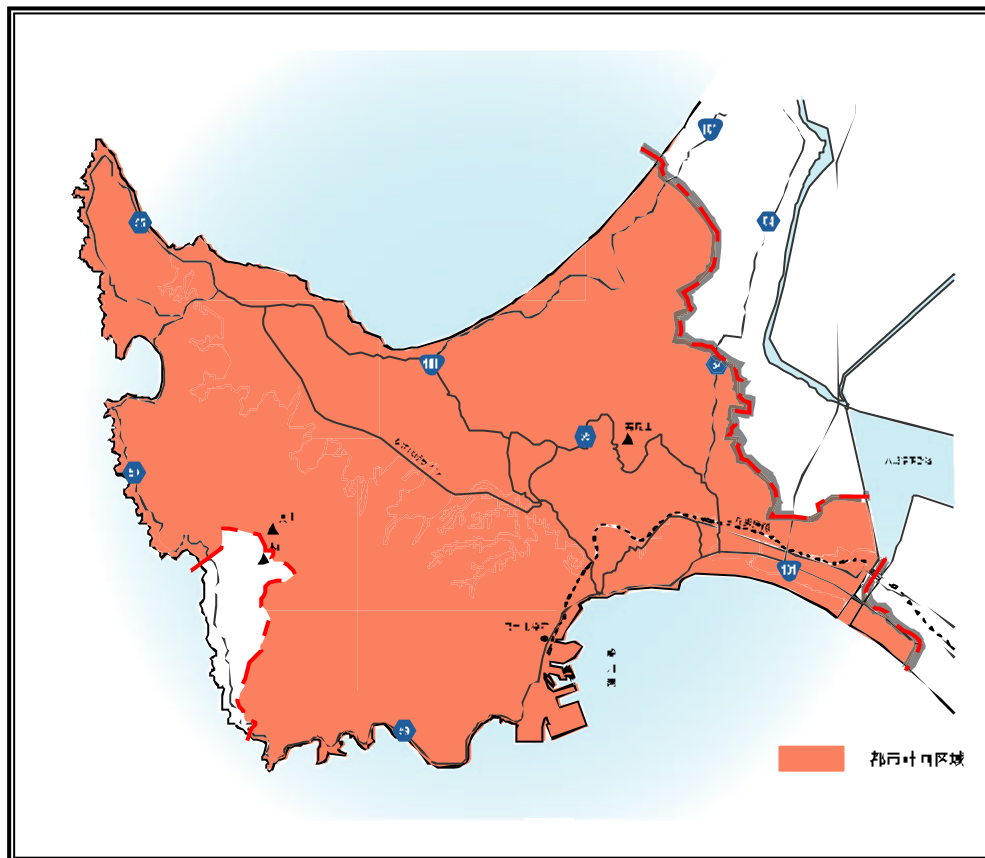
1-4 「都市計画マスタープラン」の計画対象

本市は秋田市の北方約 30km の県臨海部に位置し、約 25km 日本海に突出した男鹿半島の大部分を市域として占め、面積約 198km²、人口約 3 万人を抱える地方都市です。
都市計画区域は、門前・加茂間の急峻な山地を除く 19,160ha が指定を受け、そのうち 960ha が用途地域となっています。





今回策定する男鹿市都市計画マスタープランの計画対象は以下のように設定します。



男鹿市都市計画マスタープラン対象区域

計画対象区域は男鹿市全体とする。(対象面積 = 198.15km²)

マスタープランの基準年度は平成 15 年 (2003) とし、目標年次を平成 35 年 (2023) とする。

マスタープランは「全体構想」と「地域別構想」から構成され、「地域別構想」は字界をベースとした 7 つの地域で計画する。

2 都市計画マスタープランの基本方針

2-1 都市づくりの基本理念

2-2 目標とする将来都市像

2-3 都市づくりの基本的取り組み



北緯 40° モニュメントと入道崎灯台



2 都市計画マスタープランの基本方針

2-1 都市づくりの基本理念

美しく豊かな自然環境と半島特有の風土・歴史・伝統文化に恵まれた観光地である本市の今後のまちづくりにとって地域資源の有効活用は必要不可欠です。

昨今の経済状況の低迷、少子高齢化、環境問題等社会情勢が変化し、その対応が求められております。そのため、本市特有の地域資源を活かしつつも、秩序ある効率的な市街地形成を図り、本市に住んでいる人、訪れる人、すべての人々に対して本市への“郷土愛”を喚起させるような魅力あるまちづくりを進めることが重要です。

平成 16 年 5 月に秋田県において策定された「男鹿都市計画区域マスタープラン」では、男鹿市都市計画区域の将来像を、

『誇りと豊かさを実感できる観光文化都市』

と設定しています。

そこで、今回は「男鹿都市計画区域マスタープラン」の将来像を考慮しつつ、現在、本市が抱える問題点や地域住民からの意見を踏まえ、さらには将来の男鹿市のあるべき姿を勘案した上で、本都市計画マスタープランにおける『都市づくりの基本理念（デザインコンセプト）』を次のように設定しました。

■ 都市計画マスタープランの基本理念 ■

地域の伝統・文化や多様な資源を活用し、住んでいる人や訪れる人が快適さを感じることができるまちづくりを目指す



2-2 目標とする将来都市像

次に、本マスタープランの基本理念に基づき、本市が目指すべき将来の姿、すなわち『将来都市像』を設定します。

前述したように、男鹿都市計画区域マスタープランでは都市計画区域の将来像について、

美しい自然景観や自然を活かした観光で賑わうとともに、伝統・文化や豊かな自然環境を、地域の貴重な財産として受け継ぎ、心豊かな暮らしを実現するまちを目指す「誇りと豊かさを実感できる観光文化都市」

と設定しています。

本マスタープランでは、この方針に即しながら、かつ基本理念で定めたように、男鹿に住む人々、訪れる人々からの視点をより大切に、男鹿が「生活しやすいまち、再び訪れたいまち」と感じられるようにしたいという思いを込めて、将来都市像を次のように決めました。

■ 都市計画マスタープランの将来都市像 ■

悠久^{とき}の時間のなかに人々のふれあいと

明日への活力が溢れるまち “おか”

2-3 都市づくりの基本的取り組み

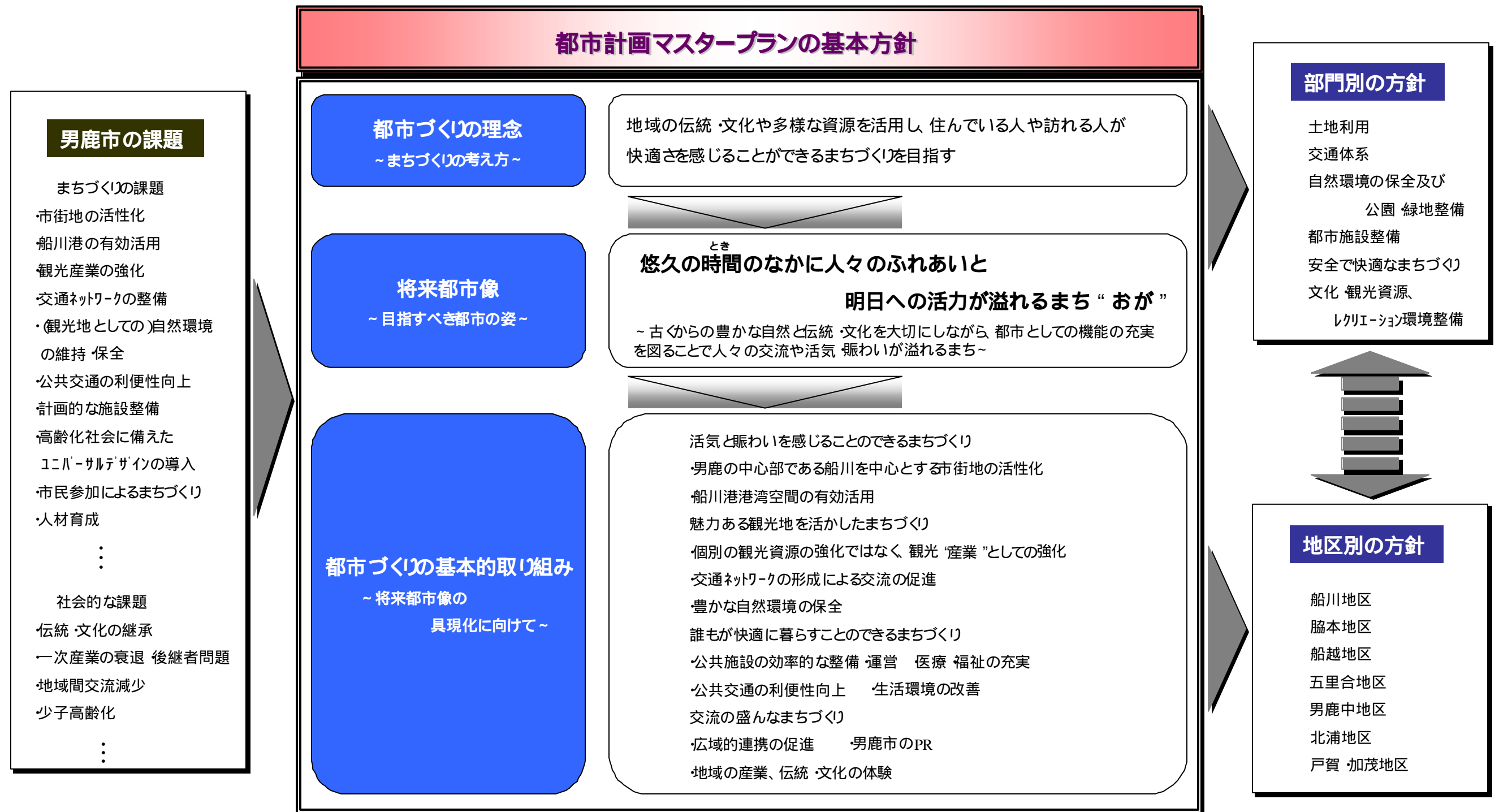
本マスタープランでは、将来都市像を見据えた上での都市づくりの基本的取り組みについて、以下の4項目を具現化の柱として掲げます。

■ 都市計画マスタープランの基本的取り組み ■

- 活気と賑わいを感じることでできるまちづくり
- 魅力ある観光地を活かしたまちづくり
- 誰もが快適に暮らすことでできるまちづくり
- 交流の盛んなまちづくり



本市の都市計画マスタープラン基本方針は、男鹿市の将来像であります「誇りと豊かさを実感できる観光文化都市」を踏まえて、本市に住む人々や訪れる人々の視点に立った「快適さ・暮らしやすさ（過ごしやすさ）」という部分を大切に、その結果、「観光都市である男鹿をさらなる魅力あふれるまちとして発展させたい」という思いから導出しました。これらを整理すると以下ようになります。



3 将来都市構造



八望台から戸賀湾を望む



3 将来都市構造

都市づくりにおける課題やそれに対応する都市づくりの基本方針を念頭に、将来都市構造を以下のように考えていきます。



地域ごとの個性・特色を活かしたまちづくりを目指します

～ 男鹿市を大きく3つにゾーン分けし、ゾーン内の地区の個性を引き出し、拠点整備と連携強化によるまちづくりを行います。～



都市活動の拠点整備を図ります

- ・ 船川、船越地区を中心とした産業活動、経済活動の拠点整備を行い、活気ある男鹿市の都市拠点を目指します。
- ・ JR 男鹿駅周辺に観光情報発信拠点を整備し、観光地としてのホスピタリティ機能の充実を図ります。
- ・ 船川港臨海部を産業拠点として整備推進を図ります。また、一部、臨海部についてはレクリエーション拠点としての整備・強化を図ります。



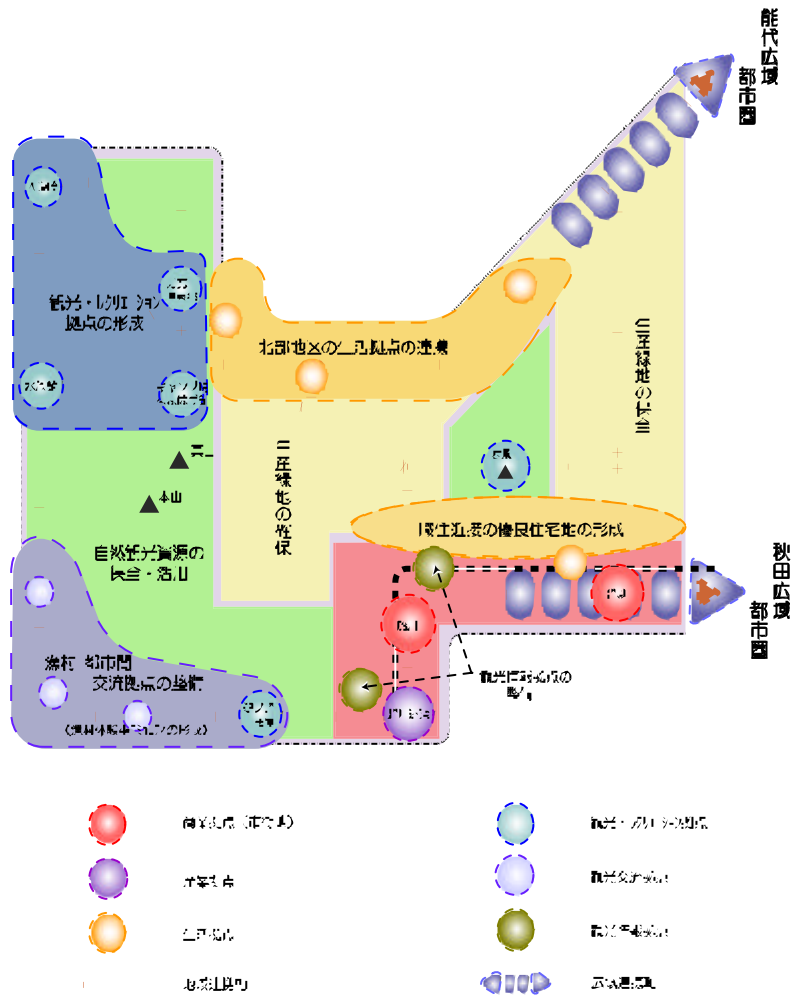
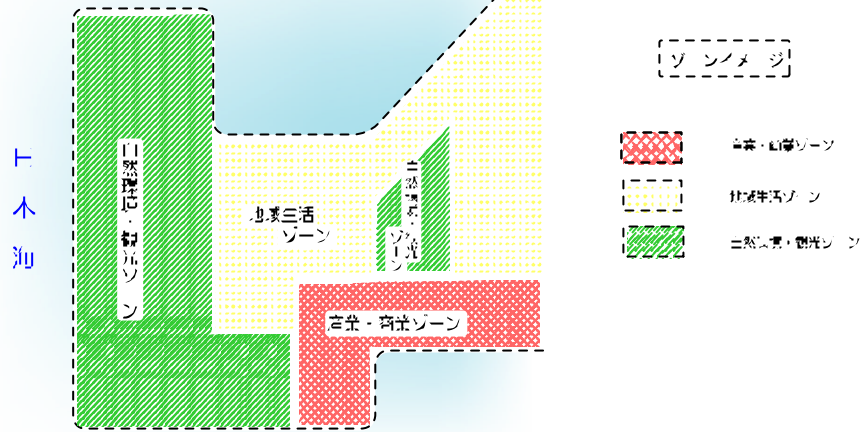
自然・観光資源の有効利用を図ります

- ・ 市西部に広がる豊かな自然環境、観光資源の保全、有効活用をしながら、観光地としての拠点整備、機能強化を図ります。
- ・ 漁村集落を中心とした都市との交流拠点の整備を図ります。
- ・ 市北西部の有名観光地の連携強化を図り、観光・レクリエーション拠点の形成を図ります。



農地の保全と居住環境の整備を図ります

- ・ 市北部の生産緑地の確保・田園の保全を図りながら、各居住地区の連携強化を図ります。
- ・ 既成市街地との職住近接を目指した良好な居住環境整備を進めます。



将来都市構造図

4 分野別都市づくりの方針 ～ 全体構想

4-1 土地利用の方針

4-2 交通体系の整備方針

4-3 自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針

4-4 下水道及び河川の整備方針

4-5 公共公益施設の整備方針

4-6 安全で快適なまちづくりの方針

4-7 文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針



男鹿みなと市民病院



4 分野別都市づくりの方針（全体構想）

時代や地域に即した都市づくりを目指して、本市における都市計画全般の再検討を進め、的確な都市づくりの方針を定めるものとします。

4-1 土地利用の方針

◆ 均衡ある土地利用の推進

本市全域の土地利用については、現状の豊かな自然に恵まれた地形を踏まえつつ、商業・業務系、工業系、観光・レクリエーション系、住居系を適切に配置する事を基本とします。特に、船川や船越の市街地においては、商業系、業務系拠点としての土地利用を推進し、都市機能の底上げを図ります。

また、市街地の外延部には無秩序な開発を抑制し、職住近接型の優良住宅地の形成やレクリエーション環境の整備、向上を図ります。

◆ 生産緑地の保全と自然的土地利用の有効活用

市北部・東部については都市的土地利用を抑制し、自然環境に恵まれた生産緑地の積極的な保全に努めます。

国定公園の広がる市西部については、自然環境・観光資源の保全を図り、観光振興の目玉としての環境形成を目指します。

◆ 観光都市であることを意識した市街地整備

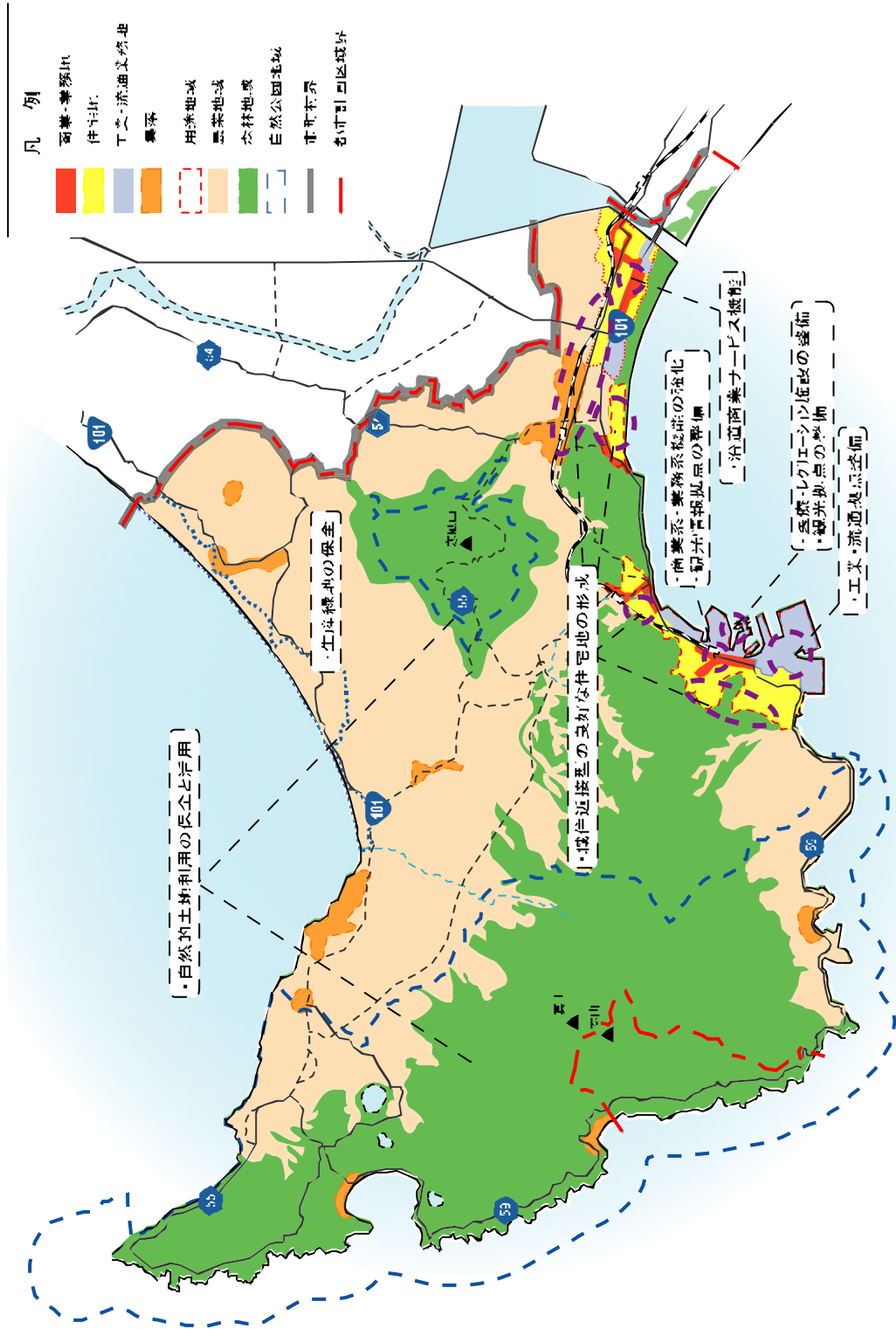
市街地中心部については、商業・業務系を中心とした拠点整備を進め、観光都市にふさわしい環境形成に向けた適切な土地利用を図ります。

特に、JR 男鹿駅周辺地域が観光客の訪れる場所となるためには、観光情報発信に係る機能整備や観光地としての賑わいを感じる事の出来る商店街等の形成が必要となります。

◆ 船川港臨海部における複合的土地利用

今後も産業・流通拠点として位置づけられる船川港の港湾機能の充実を図りつつ、多くの市民が憩える場としてのレクリエーション施設整備等、新たな用途転換も視野に入れた検討します。

また、船川臨海部の複合的土地利用を検討することにより、観光スポットとしても魅力ある空間の創出を図ります。



土地利用方針図



4-2 道路・交通体系の整備方針

➡ 有機的な交通ネットワークの形成

本市の点在する居住地区と数多くの観光地を有機的に繋ぐ道路ネットワークの整備を図ります。また、駅前広場の整備等による交通結節点機能の強化と連動させ、観光客をはじめ市民生活においても利便性の高い交通体系の整備を進めるために道路網の見直しを行います。

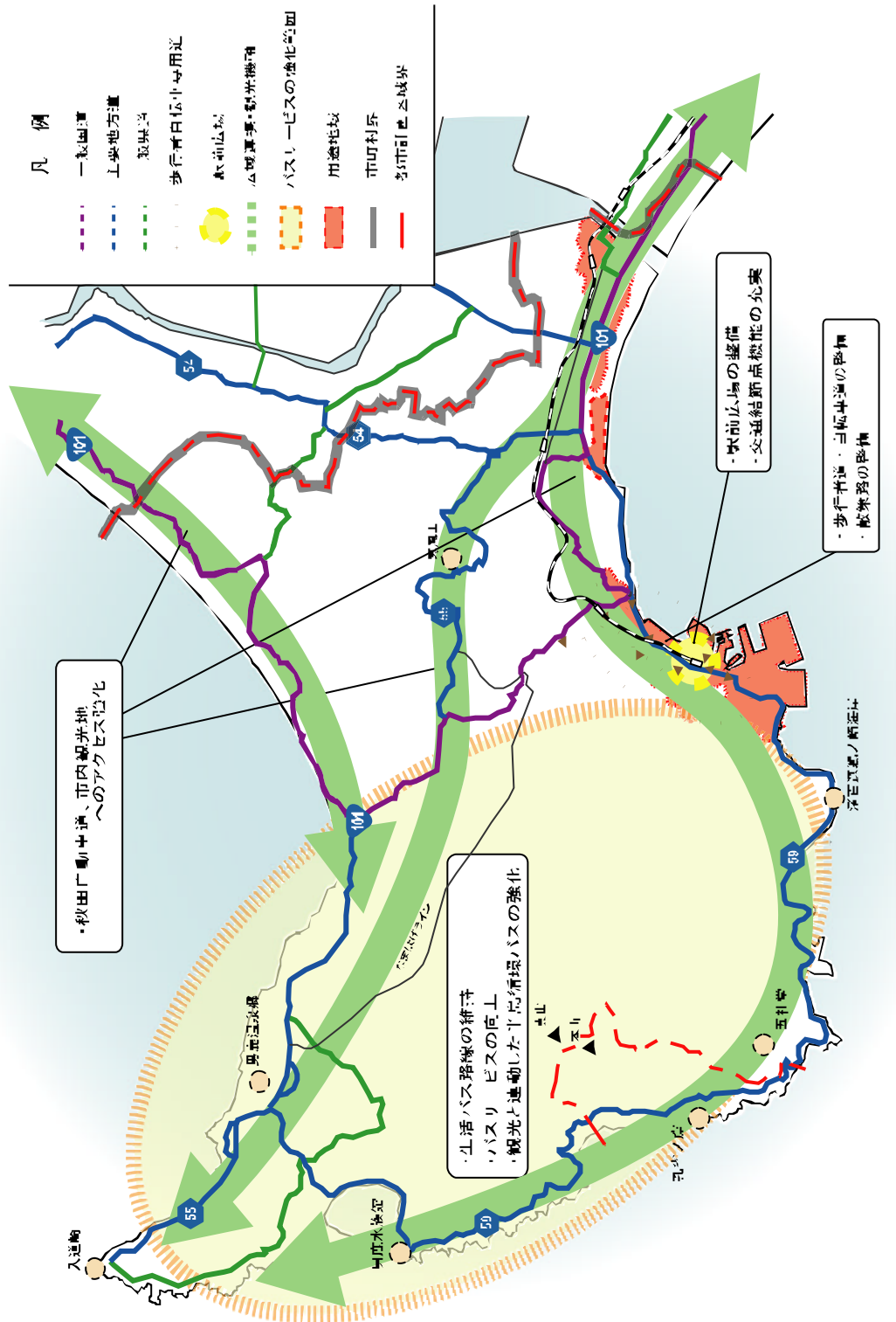
➡ 公共交通の効率的な運行

高齢化が進む本市にとって、公共交通機関は重要な移動手段となっており、点在する居住地区の交流を育む意味でも公共交通は重要な都市の構成要素と考えられます。そのため、生活に密着した公共交通の効率的な運行を目指していきます。

➡ 市街地内の歩行を楽しむレクリエーション的要素を含んだ

歩行者空間の創出

中心市街地内には多くの公共・公益機能をもった施設が点在しています。しかし、活気の乏しい街中を歩いて移動する事は移動時間が長く感じられ、人々に歩行する意欲を減退させてしまいます。このため、これら諸施設の配置計画、整備計画、また中心市街地活性化策と連動しながら、安全・便利で、かつレクリエーション的要素も含んだ歩行者空間の整備を促進し、歩く人々がまち全体をオープンスペースと感じられる空間演出を図ります。



交通体系の整備方針図



4-3 自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針

➡ 豊かな自然環境・観光資源の保全と有効活用

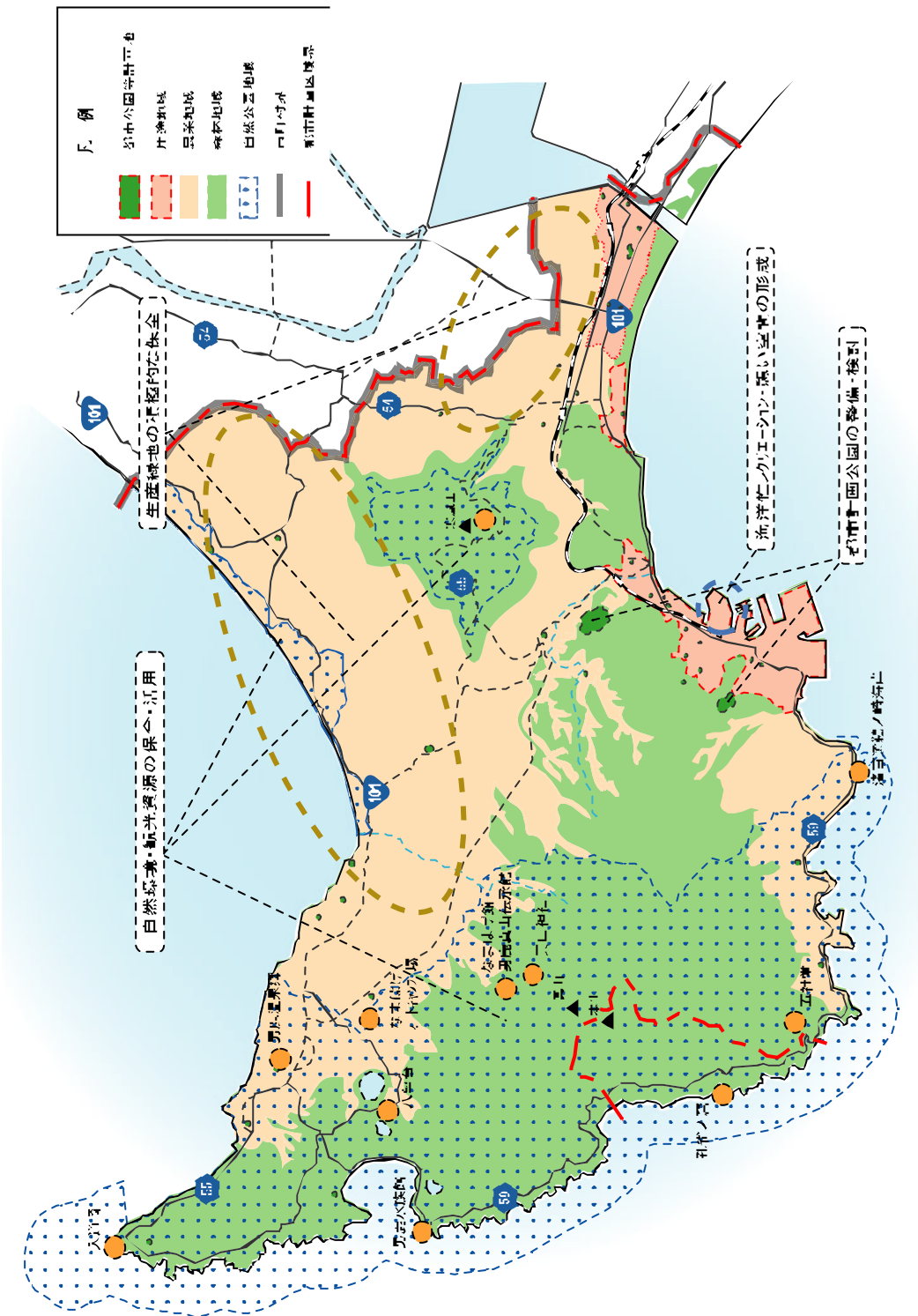
男鹿国定公園をはじめとする市内の自然環境は、観光資源としてのみならず、人々の日常生活に潤いを与える貴重な財産となっています。そのため今後も適正な保全を前提としながら有効活用を図ります。

➡ 生産緑地の保全

本市における生産緑地においては、その農地本来の役割のみならず、市民の心を和ます重要な景観的機能や災害防止効果等も担っているため、今後も都市的土地利用との整合を図りながら積極的な保全に努めます。

➡ まちなかや居住空間における憩いの場の創出

船川港臨海部における広大な敷地を利用して海洋性レクリエーション拠点の形成を図り、中心市街地に働く人、また訪れる人が気楽に憩える場所の整備・創出を図ります。また、居住空間に対しても、緑豊かな環境整備を機軸とし、公園・緑地の適正な供給を図っていきます。



自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針図



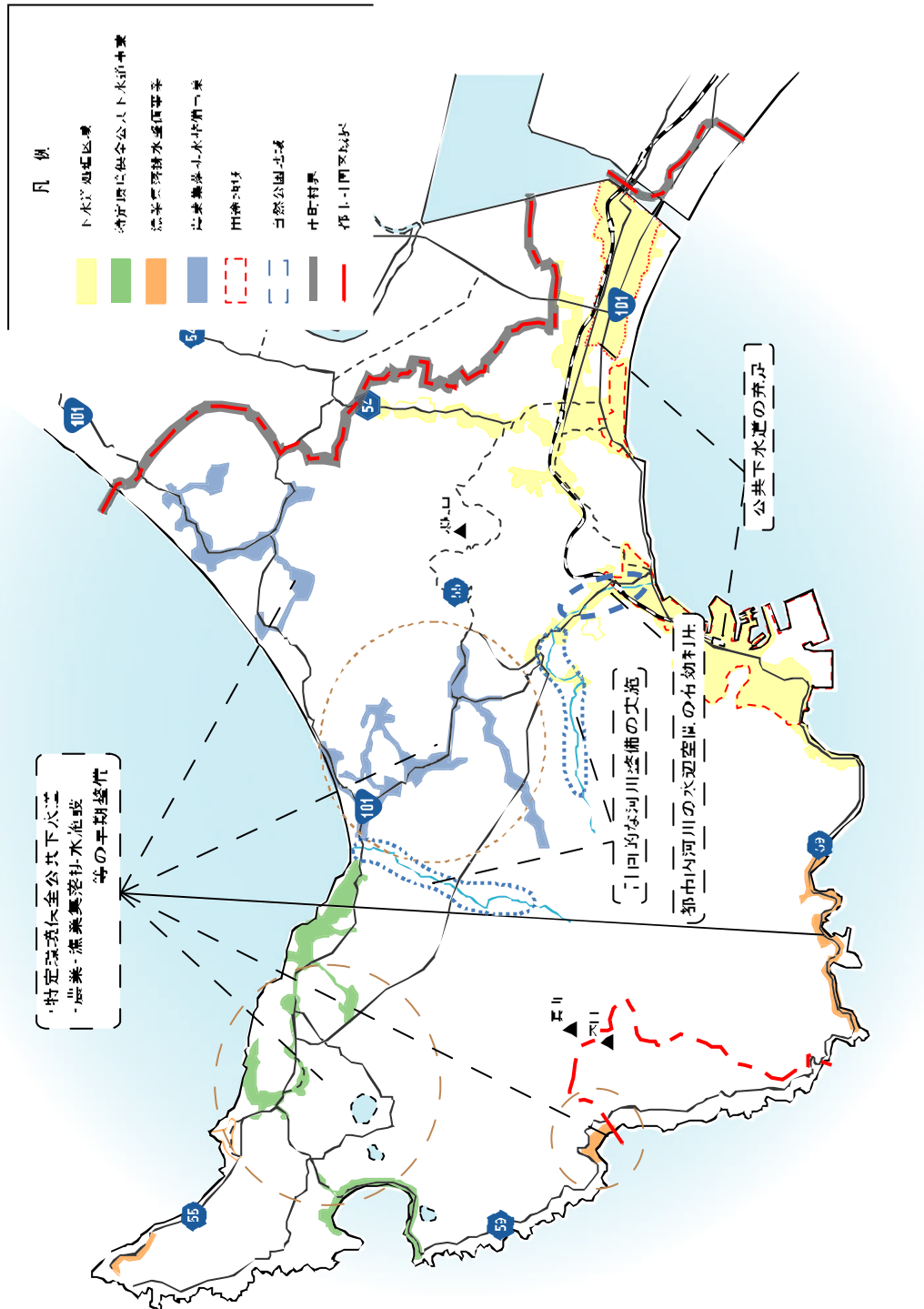
4-4 下水道及び河川の整備方針

公共下水道の整備促進

快適で安全な生活環境の形成を図っていく上で重要な都市基盤である公共下水道に関して、男鹿市公共下水道基本計画および男鹿市生活排水処理基本計画に沿った整備を図り、整備区域の拡大・普及率の向上に努めます。また、ポンプ場や雨水幹線の適切な維持管理を行うとともに施設の適正な運用を図ります。

水辺の環境づくり

市街地内を通る比詰川等の都市内河川の水辺空間を活かし生活環境に安らぎを与える為に、親水性に配慮した護岸整備、改修を積極的に行い、まち全体に潤いを与える親水空間の創出を図ります。



下水道及び河川の整備方針図



4-5 公共公益施設の整備方針

➡ 既存公共公益施設の利便性の向上と効率的な施設配置計画の推進

市役所をはじめとする公共施設・公益施設について、循環バス等の公共交通サービスの検討を行う等アクセシビリティ、利便性の向上に努めます。また、主要な施設については、施設の特徴・機能性を活かした配置計画を設定し、位置づけの明確化を図ります。

4-6 安全で快適なまちづくりの方針

➡ 医療・福祉サービスの充実

船川地区における男鹿みなど市民病院を中心に市内外との医療・福祉ネットワークを形成し、各種健康づくりの医療・地域福祉活動の体制整備を図ります。

また、行政と住民の協働のもとでボランティア活動、地域福祉活動に取り組める公的サービス活動のネットワーク化を進めます。

➡ 良好な生活環境の整備

都市施設をはじめとするまちづくりの整備に際しては、子供から高齢者、障害者に至るすべての市民が安全で快適に生活できるユニバーサルデザインの概念を導入し、より良い生活環境の形成に努めます。

また、自然豊かな環境を活かした景観形成を図り、人々が自分の郷土に愛着を持てるまちづくりを行います。

➡ 防災機能の向上

老朽化した住宅や狭隘道路の多い地区では、公園整備や十分な幅員を要した道路整備を検討し、震災、火災等の災害に備えた公共空地の創出を図ります。

また、急傾斜地崩壊危険箇所等については、安全な市民生活の確保のためにも建築物の立地を制限する等して市街化の抑制を図り、都市防災機能の向上を推進していきます。



4-7 文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針

➡ 新たな観光・交流拠点の整備と既存観光スポットの再整備

風光明媚な市西部に点在する漁村のネットワーク化を図り、漁村の暮らしを体験できるシステムづくりや漁業体験等ができるシステム・体制づくりに努めた観光拠点、交流拠点として位置づけ、新たな都市との交流拠点として積極的な整備を図ります。

➡ 観光地としての交流促進と整備の充実

歴史・文化・自然等の各種観光資源を繋ぐ観光ルートの設定を行い、観光を通じて、「学ぶ・遊ぶ・憩う」をキーワードにしたゾーン毎の観光イメージを押し出した総合的な観光振興を促進します。

また、観光拠点の整備と平行し、案内看板等の各種サイン整備等男鹿市ならではの統一されたサイン計画を進めます。

5 地域別都市づくりの方針 ～ 地域別構想

- 5-1 船川地域
- 5-2 船越地域
- 5-3 脇本地域
- 5-4 男鹿中地域
- 5-5 北浦地域
- 5-6 五里合地域
- 5-7 戸賀・加茂地域



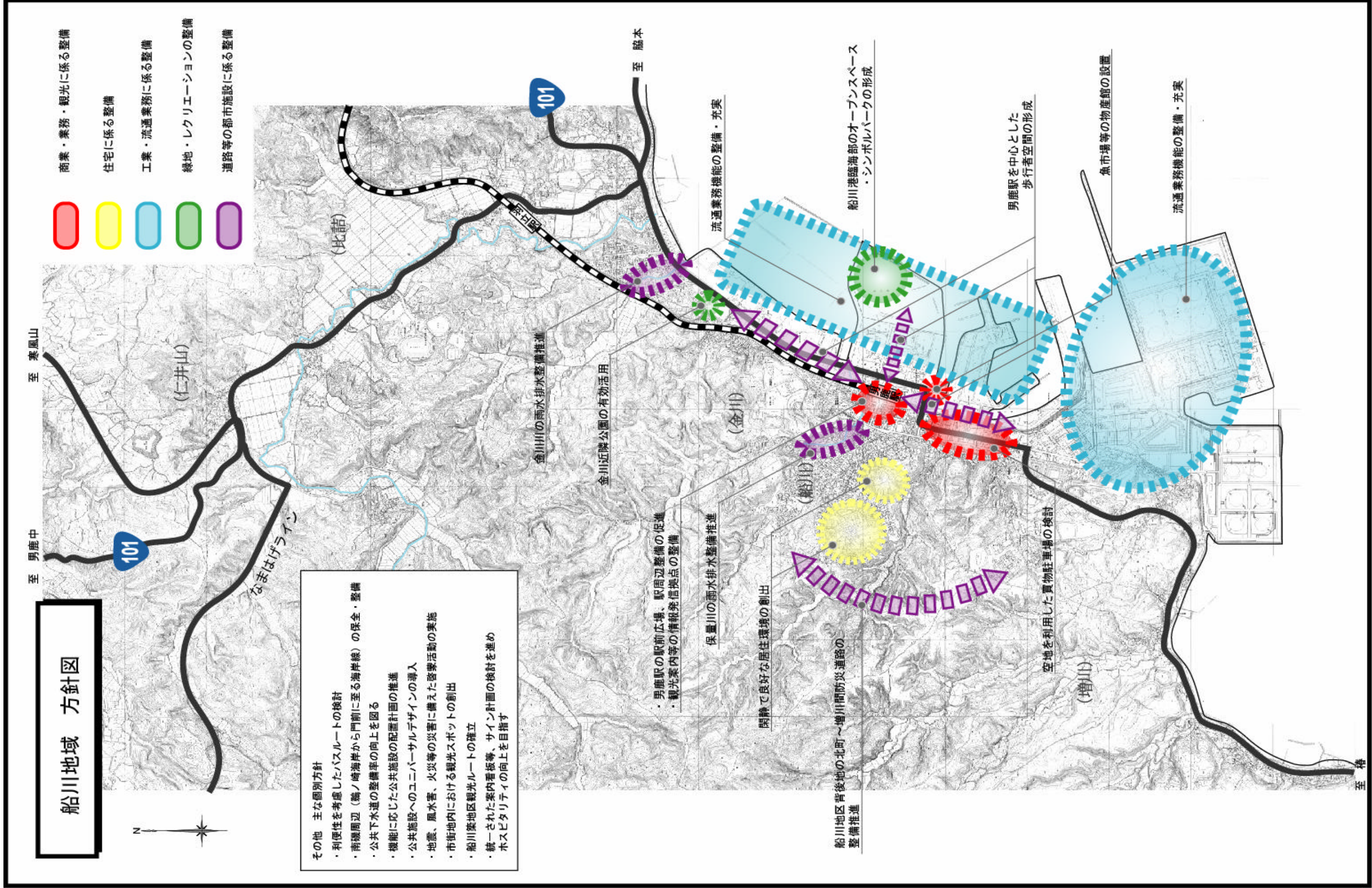
なまはげ立像



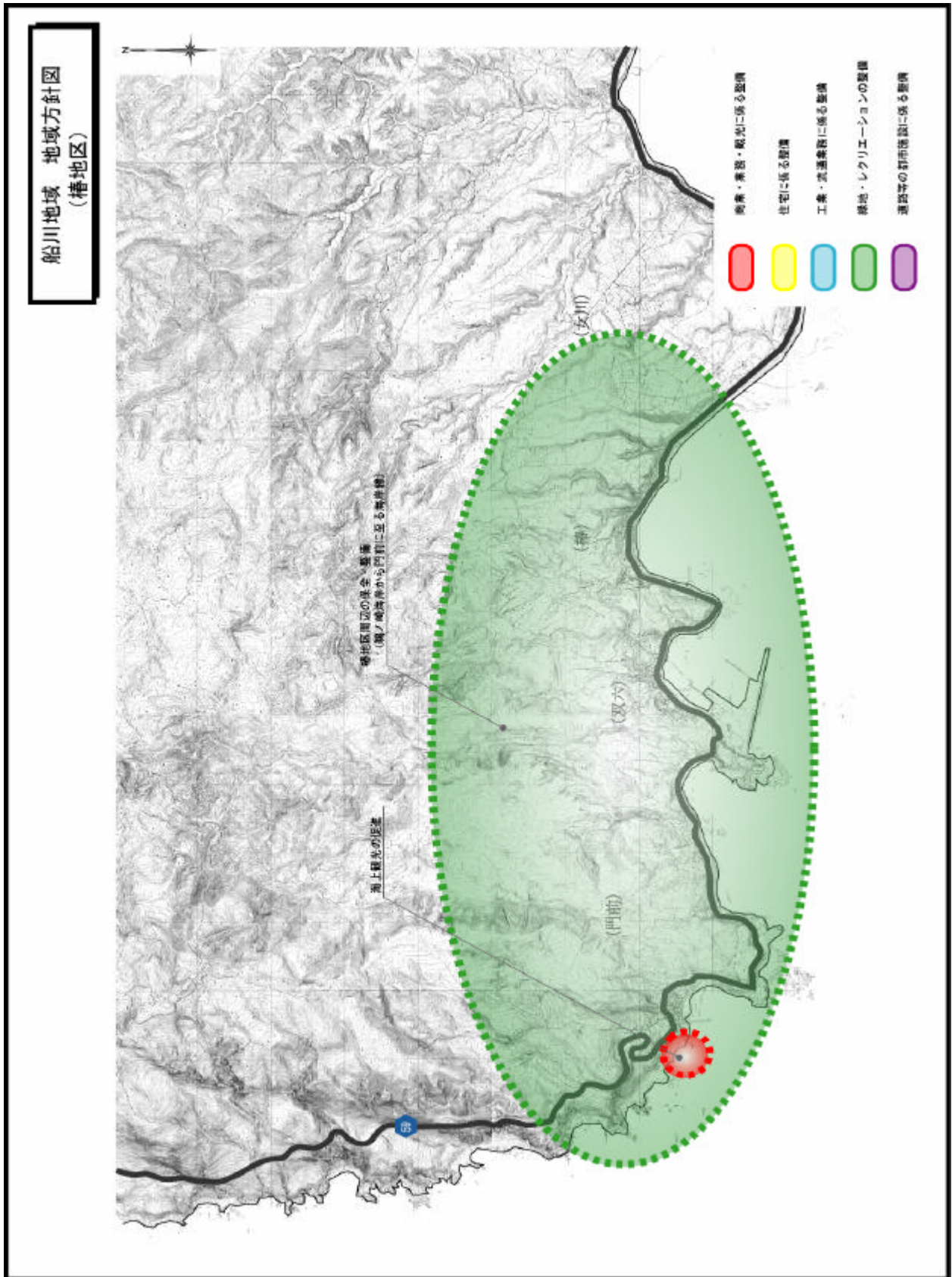
5 地域別都市づくりの方針（地域別構想）

5-1 船川地域の整備方針

地域の現況と課題		<p>船川地域は市庁舎や市民病院等の各種公共施設が集中しており、JR 男鹿駅や国道 101 号、主要地方道（男鹿半島線）が交通軸として交差する要所であり、市の中核として位置づけられています。</p> <p>しかし男鹿駅周辺は空き店舗が数多く見受けられ、市街地の停滞が顕著であり、また船川港臨海部は未利用地が多く、活性化のための施策の検討及び用途変更も視野に入れた土地利用の検討が必要となってきました。また本地域の住宅地の多くは、丘陵地に形成されており、狭隘、急坂、急カーブ等が多いために防災上の観点からも住環境の改善が課題となっています。</p> <p>今後は、良好な居住環境の形成と男鹿駅周辺の市街地整備や観光客を誘導するための観光スポット整備等、船川地域全体の活性化を図る必要があります。</p>
地域のまちづくり目標		中心市街地としてふさわしい都市機能の充実
地域の項目別の方針	土地利用の方針	商業・工業、生活、観光のバランスを図りながら土地利用を推進し、訪れる人々や生活している人々が活気を感じられる空間整備を図ります。
	道路・交通体系の整備方針	駅前広場をはじめとする駅周辺整備と連動した公共交通機関の強化と歩行者空間の整備を推進します。特に子供や高齢者を意識し、みなと市民病院等の医療施設やその他公共施設の利便性を考慮したルート設定等、市民の目線に立った交通体系整備を図ります。
	自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針	都市計画決定済みの公園の整備促進と船川臨海部におけるシンボルパークの整備促進により、観光客や市民が憩い、安らぐことのできる空間形成を図ります。また国定公園の指定を受けている本地域西部の鶴ノ崎海岸から門前に至る自然景観の保全・整備を行います。
	下水道及び河川の整備方針	快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るために、下水道の整備を体系的に推進します。本区域の公共下水道は、分流式として、船川、船越、脇本地区の秋田湾臨海部を対象として、優先的に整備していきます。
	公共公益施設の整備方針	点在する公共施設の機能に応じた配置の検討を行い、利便性向上に努めます。また、施設そのものの利便性を考慮し、今後はユニバーサルデザインの導入を目指し、子供から高齢者まで全ての人が利用できる施設計画を図ります。
	安全で快適なまちづくりの方針	本地域の既成市街地内における住宅密集地の防災機能の充実を図り、災害に備えたまちづくりを実践します。また本市は観光地としての認知度が非常に高いため、街並み・景観等に配慮した空間整備の取り組みを検討します。
	文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針	本地域にも観光客を誘導するための施設整備を行い、市街地において観光地ならではの賑わいを感じることでできる環境整備を図ります。また、IT の普及に即した行政・文化の情報発信拠点として位置づけたまちづくりを推進します。



船川地域の整備方針図

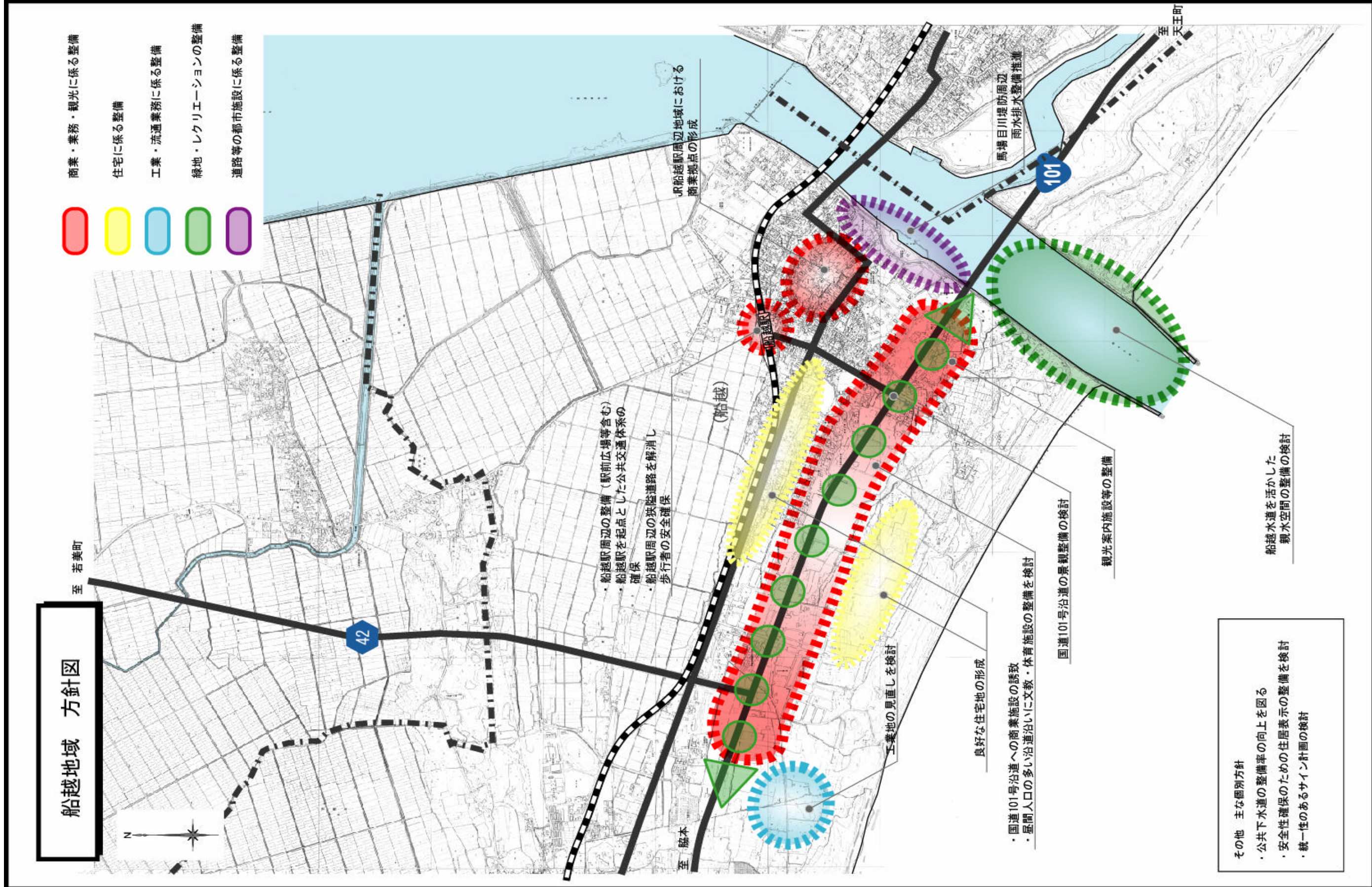


船川地域（樫地区）の整備方針図



5-2 船越地域の整備方針

地域の現況と課題		<p>船越地域は天王町に隣接した本市の東部に位置しており男鹿の玄関口と言えます。また本市では、近年、唯一人口増加傾向を示している地域であり、国道沿いには次々とロードサイド型の店舗が立地する等、新たな市街地形成が見受けられます。</p> <p>しかし、幹線道路から奥まった船越の旧商店街、住宅地域に入ると狭隘道路も多く見通しの悪い道路網が形成され、国道沿いに比べ停滞感が漂っています。そのため、今後は国道沿いだけでなく、JR 船越駅をはじめ旧商店街を市民にとって利用しやすい商業地として整備を促し、さらなる発展を目指していきます。</p>
地域のまちづくり目標		男鹿の玄関口を意識した安全・快適なまちづくりを図る
地域の項目別の方針	土地利用の方針	本地域は、本市のなかでは比較的まとまった市街地形成の方向に進んでおり、今後も適正な法的誘導のもと商業・業務地としての形成を促し、商業利用者の便宜と地域住民の生活利便性確保に努めます。
	道路・交通体系の整備方針	本地域の旧商店街である中町一体の狭隘道路の見直しを図り、安全な道路空間の形成を図ります。また、高齢化社会に備えた公共交通機関のサービス維持に努めます。
	自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針	本地域は地理的条件より本市の入り口となっているため、男鹿の玄関口としてふさわしい沿道環境整備を図ります。また、船越水道の豊富な水資源環境を活かした水辺の景観整備を検討します。
	下水道及び河川の整備方針	快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るために、下水道の整備を体系的に推進します。本区域の公共下水道は、分流式として、船川、船越、脇本地区の秋田湾臨海部を対象として、優先的に整備していきます。
	公共公益施設の整備方針	本地域は本市において唯一人口増加を示している地域であるため、人口動態に応じた公共施設の効率かつ効果的な整備と機能の充実を図り、住民の満足度向上に努めます。
	安全で快適なまちづくりの方針	旧市街地の狭隘道路等の交通事故防止対策の検討を行い、すべての人々が安全に生活できる環境整備を図ります。
	文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針	本地域は地理的に観光地：男鹿の玄関口と言う意識を持つことが不可欠であり、観光客を意識したサイン計画、沿道整備により観光地としてのイメージ形成を積極的に行います。



船越地域の整備方針図



5-3 脇本地域の整備方針

地域の現況と課題		<p>脇本地域は船川、船越に次ぐ人口を有し、最も平坦地面積が大きい地域となっており、基幹道路、下水道の整備による市街化が進んでいます。しかし、他地域と同様に人口の減少傾向が見られ、併せて、船越地域に比べ、国道沿いは商業施設が点在しがちで、多くの未利用地が見受けられます。</p> <p>さらに本地域は、寒風山や脇本城址跡等の観光スポットも存在し、位置的状况からも船川、船越と同様に本市の都市機能を担う拠点地域として期待されています。</p> <p>また、老人福祉施設が本市の中で最も多く設置されているため、今後も船越と同様に都市基盤整備と連動した住み良い生活環境づくりに努めていきます。</p>
地域のまちづくり目標		歴史・文化を大切に、自然豊かな環境を利用したまちづくりを図る
地域の項目別の方針	土地利用の方針	用途指定を受けている脇本地域においては、国道沿道の有効活用を図りながら今後も適正な居住環境の形成を促します。また、本地域の北部については農業振興地域として農地保全を主とした計画的な土地利用を図ります。
	道路・交通体系の整備方針	本地域は船川と船越地域を結ぶ中間点にあり、本市に4つあるJR駅のひとつである脇本駅があります。そのため、今後とも市民の重要な通勤・通学手段としての交通機関整備と交通結節点の機能維持に努め、円滑な交通体系の確保に努めます。
	自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針	脇本城址の環境保全と活用のため、自然環境と調和のとれた周辺整備を推進します。また、産業振興に留意しながら寒風山周辺の水源保全対策を図り、観光地としての魅力の維持と自然の保全に努めます。
	下水道及び河川の整備方針	快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るために、下水道の整備を体系的に推進します。本区域の公共下水道は、分流式として、船川、船越、脇本地区の秋田湾臨海部を対象として、優先的に整備していきます。
	公共公益施設の整備方針	本地域は幹線道路が交差し、寒風山方面と国定公園中心部方面への分岐点に位置することから観光案内機能の整備を検討します。また、老人福祉施設が集中していることから、未利用地、民家等を活かした医療・福祉の地域づくりを心掛けます。
	安全で快適なまちづくりの方針	本地域は海岸沿いにも多くの住宅地が広がっています。そのため海岸保全に配慮しながら地震等による津波災害対策を検討し、災害に強いまちづくりを目指します。
	文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針	本地域が脇本城址、安倍・安東氏史跡ルートとして歴史のある観光拠点であることをアピールし、通過されがちな本地域における観光PRを進め、地域の活性化に繋がります。



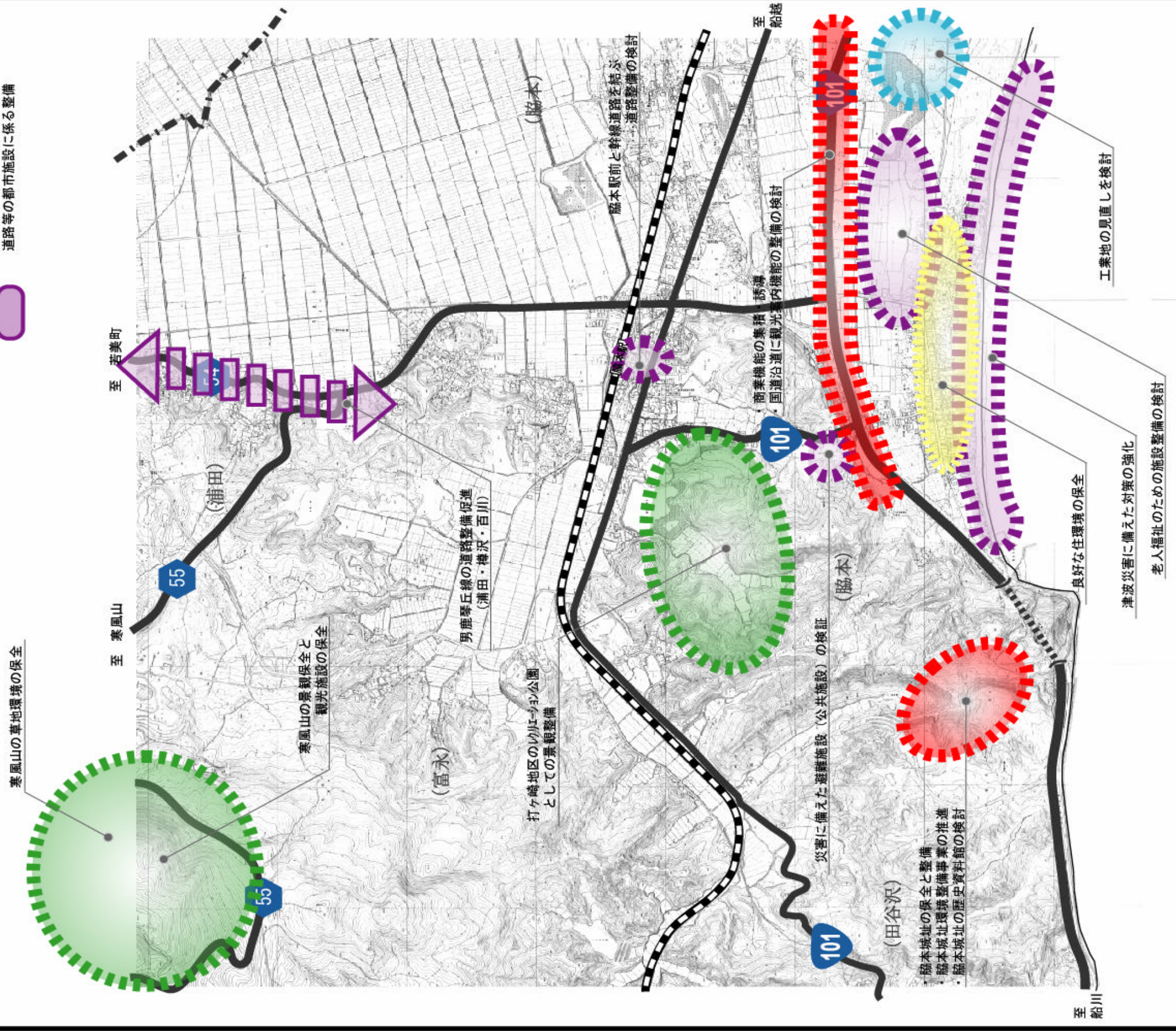
脇本地区 方針図



その他 主な個別方針

- ・公共交通機関の充実
- ・水源保全と産業振興の融和
- ・公共下水道の整備率の向上を図る

- ▭ 商業・業務・観光に係る整備
- ▭ 住宅に係る整備
- ▭ 工業・流通業務に係る整備
- ▭ 緑地・レクリエーションの整備
- ▭ 道路等の都市施設に係る整備



脇本地区の整備方針図



5-4 男鹿中地域の整備方針

地域の現況と課題		<p>男鹿中地域は半島北中部に位置し、市のほぼ中心部に位置しているため、若美町や天王町からの国道 101 号が本地域を縦断する交通の要所となっています。また、男鹿中央地区広域農道も整備された事により半島各地へのアクセス性も向上しました。</p> <p>その一方で本地域の人口も他地域同様に減少が著しく、少子高齢化が確実に進行しています。</p> <p>そのため、今後は農業等の第一次産業の後継者問題や高齢者の生活に密接に関連する医療・福祉の問題等を中心とした様々な諸問題に対して対策を講じていく必要があります。</p>
地域のまちづくり目標		地域環境や地域産業の有効活用と地域福祉の充実したまちづくりを図る
地域の項目別の方針	土地利用の方針	本地域は豊かな自然に恵まれた山々に囲まれており、今後も自然の保持を前提とした土地利用のあり方を検討します。
	道路・交通体系の整備方針	地理的に本市の中心部に位置するため、各地域間を結ぶ中継点となるべく放射状の交通ネットワークの整備を図り、市域の交流促進を促します。
	自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針	自然の保全を前提としながら、レクリエーション・保養を目的とした地域として有効活用を検討します。
	下水道及び河川の整備方針	快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るために、集落排水整備の継続事業による環境保全に努めます。
	公共公益施設の整備方針	少子化、人口減少に伴う公共施設の利用の在り方について再検討を行います。特に、学校等の公共施設は災害時の避難施設、また地域の交流施設等、様々な機能・役割を担うことが期待されます。そのため、限られた予算制約のもとで効率的な都市施設の運営を目指します。
	安全で快適なまちづくりの方針	老朽化した住宅や狭隘道路の多い地域においては防災対策を推進します。また、医療・福祉の充実を図り高齢者にとって安心して生活できる居住環境を提供します。
	文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針	農地が広がる本地域ならではの観光拠点として、体験型農業施設等、都市との交流拠点・観光拠点の整備を検討します。また、国定公園の指定を受けている海岸沿いにパーキングエリア（PA）の設置等を検討し、観光客の動向に変化を促します。



5-5 北浦地域の整備方針

地域の現況と課題		<p>本地域には、入道崎、なまはげオートキャンプ場、男鹿温泉郷と言った市内でも有数の観光スポットが集まっており毎年多くの観光客が訪れています。</p> <p>しかし、温泉街における宿泊客数の減少や国定公園等に見られる自然景観に依存しがちな観光のあり方等に対して問題が提起されております。特に男鹿温泉郷の景観を考慮した街並み整備は、温泉郷の魅力向上のためにも早急に取り組むべき課題となっております。</p> <p>また北浦漁港は、船川港に次ぐ市内 2 番目の水揚量を有しており、はたはたの水揚げ高は、市内の大半を占めていますが、昨今の後継者不足の問題等漁業を含む第一次産業の停滞に歯止めをかける方策を早急に検討する必要があります。</p>
地域のまちづくり目標		文化・風習を大切に、観光地ならではの趣のあるまちづくりを図る
地域の項目別の方針	土地利用の方針	本地域の大部分が国定公園地域に指定されているため、今後とも自然景観の保護に努め、北西部地域の開発や生活拠点地区の拡大を極力抑え、自然的土地利用の有効活用を図ります。
	道路・交通体系の整備方針	市街地から離れた半島の北西部に位置するため、生活手段としての公共交通機関のサービス維持を図ります。一方、男鹿温泉郷においては温泉郷内の低公害型交通手段の採用等による新たな移動手段を検討し、環境保全と観光地としての魅力づくりに努めます。また、北浦と入道崎を結ぶ中山間地の市道整備を推進し、効率的な交通体系の形成を促します。
	自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針	入道崎等の自然景観の美しい景勝地の保全、有効活用を推進し、観光地として相応しい整備のあり方を検討しながら、通過型から滞在型観光拠点への移行を目指します。
	下水道及び河川の整備方針	快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るために、特定環境保全公共下水道の整備による環境保全に努めます。
	公共公益施設の整備方針	男鹿温泉郷地区に、バスターミナル等の自動車交通の結節点整備を図り観光客をより多く誘導し、コンベンションホールや商業観光施設の整備と併せた集客機能の充実を検討します。
	安全で快適なまちづくりの方針	海岸沿いに面する住宅地に関しては、地震、津波等の自然災害に備えたまちづくりを推進し、市民の緊急避難や災害活動への迅速な対応が可能な防災意識の向上に努めます。
	文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針	真山神社、なまはげ館等、歴史、伝統文化の継承を担う観光施設の有効活用を図り、市内外の交流活動を推進します。また、男鹿温泉郷の街並みを見直し、景観的にも趣のある街並み整備を検討し、滞在型拠点としての位置づけを明確にします。



5-6 五里合地域の整備方針

地域の現況と課題		<p>市街地の北東部に位置する五里合地域は市内でも有数の生産性を有する農地を抱えており、本市の農業生産地として重要な役割を果たしています。</p> <p>また、その田園風景も国定公園地域に指定されている海岸線、地域の南方に挑む寒風山とともに景観的にも市民にとって心休まる生活環境を醸しだしています。</p> <p>そのため、今後も市民の心を和ませる生産緑地としての役割と、地域防災の役割を担う保水力の維持に努め、都市的土地利用との調整を図りながら保全に努めていきます。</p>
地域のまちづくり目標		豊かな田園風景に心が和むまちづくりを図る
地域の項目別の方針	土地利用の方針	本地域には生産性に富む肥沃な農地が広がっています。今後も生産緑地のもつ景観、防災などのまちづくりに対する役割を活かすために無秩序な開発を抑制し、良好な自然環境の保全に努めます。
	道路・交通体系の整備方針	本地域を地理的にみると本市の北の玄関口となっているため、今後も広域的連携の観点から若美町とのアクセス道の整備等交通体系の整備推進を図ります。また点在する集落間を結ぶ補助幹線の道路の計画的な整備を検討します。
	自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針	生産緑地、田園風景としての多様な役割を担っている農業地域の機能維持を目的とした保全を行いつつ、後継者育成、定住者促進を視野に入れた交流拠点としての整備を検討します。
	下水道及び河川の整備方針	快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るために、集落排水整備の継続事業による環境保全に努めます。
	公共公益施設の整備方針	本地域では生活の拠点となる住宅地が点在しているため、公共サービスや施設利用が十分に享受されていない状況にあります。そのため、今後は効率的かつ効果的な施設の配置と機能に応じた整備方針を検討していきます。
	安全で快適なまちづくりの方針	居住地域内の狭隘道路の整備による公共空地の促進を図り、災害時の避難経路確保に努めます。また、医療・福祉サービスの充実に努めます。
	文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針	盆地特有の田園風景や五里合からの寒風山の景観美、また肥沃な農地を活用した観光農園等、地域における観光レクリエーションの整備方針を検討します。また貴重な滝ノ頭水源の保全に努めます。

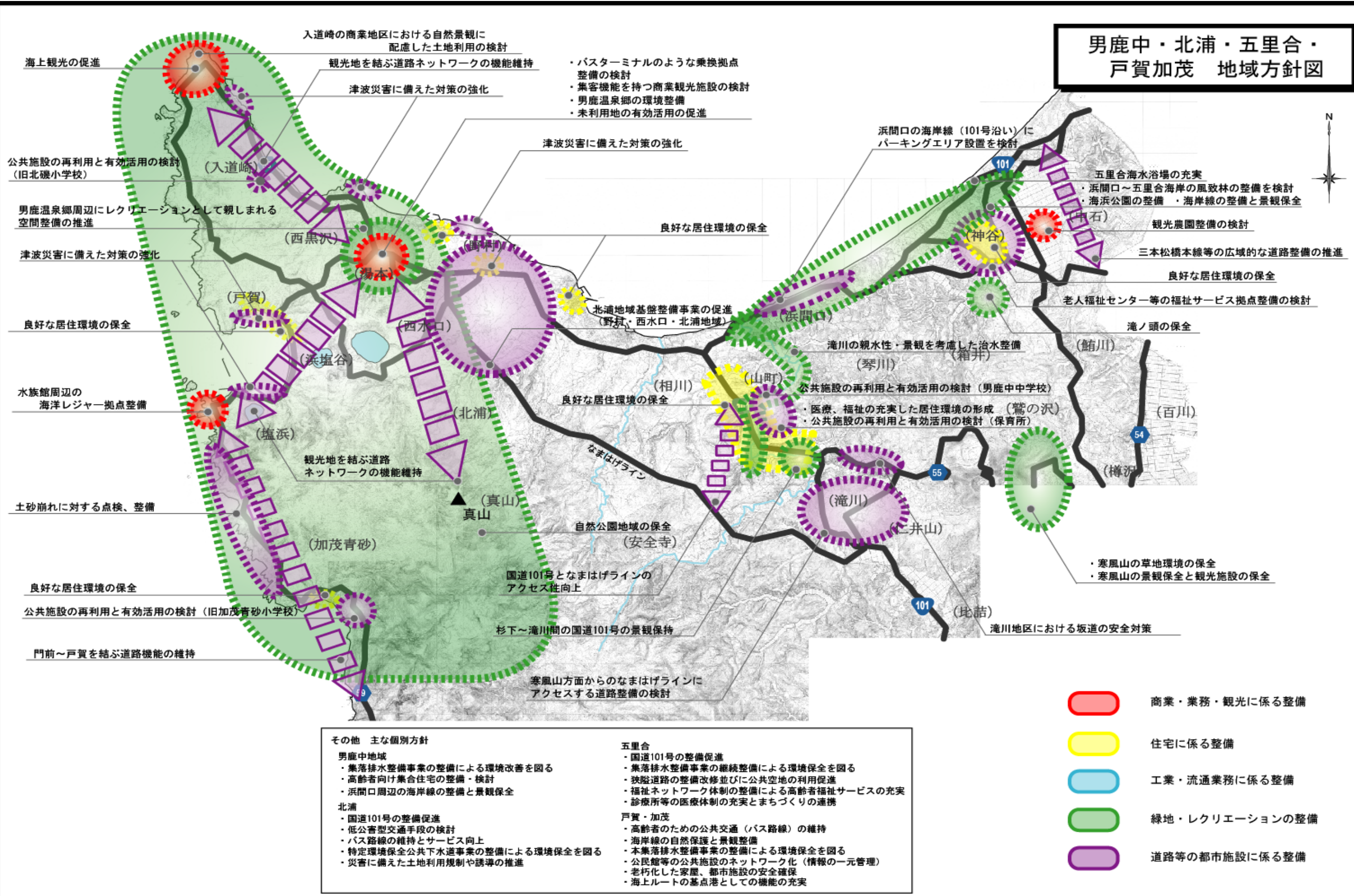


5-7 戸賀・加茂地域の整備方針

地域の現況と課題		<p>戸賀・加茂地域は八望台から眺める一ノ目潟等の火山湖や日本海に突き出すように立地する男鹿水族館等多くの観光スポットが海岸沿いに点在しており、市内でも有数の景勝地となっています。また、最近では有数のダイビングスポットとしても注目されはじめています。</p> <p>一方、戸賀湾や加茂地域では、地形的に急峻な斜面が海岸沿いに連なり厳しい居住環境となっています。このため今後とも防災体制の強化・徹底、防災機能の向上による安全で安心できる環境づくりが求められています。</p>
地域のまちづくり目標		自然を活かし、安全・快適に暮らせるまちづくりを目指す
地域の項目別の方針	土地利用の方針	豊かな自然景観に囲まれている反面、居住環境としては急峻な地形条件のもとに住宅地が形成されているため、限られた生活環境のもとで土地の有効活用を図ることが求められます。一方、新たに建設された水族館周辺を海洋レジャー拠点として位置づけ、自然環境に配慮した整備、開発を促進します。
	道路・交通体系の整備方針	海岸沿いの道路に沿った移動方法であるため、十分な幅員を確保した道路整備を図る必要があります。また震災、火災等の災害時を視野に入れた効果的な道路整備の検討が求められます。
	自然環境の保全及び公園・緑地の整備方針	海岸線は自然環境に恵まれ、その自然美を損なうことなく景観の保全に努めながらレクリエーション拠点の形成を図ります。
	下水道及び河川の整備方針	快適な市民生活と公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を図るために、集落排水整備の継続事業による環境保全に努めます。
	公共公益施設の整備方針	本地域は市内で最も人口が少なく公共サービスの低下が懸念されています。このため、人口規模に応じた施設整備とサービスの享受がなされるよう、各種施設の整備方針そのもの見直しはもちろん、公民館等の施設のネットワーク化を図り、市民の幅広い選択と情報の共有に対応できるサービス供給を推進します。また高齢化に対応し、高齢者の地域活動参加を促す場の提供として公共施設の利用形態のあり方を検討していきます。
	安全で快適なまちづくりの方針	戸賀湾、門前から加茂青砂間等、本地域は土砂崩れ等の自然災害の危険に常にさらされているため、今後も徹底した災害対策を検討します。また同様に地震による津波災害への対応についても防波堤整備等を含めた整備の検討を推進します。
	文化・観光資源、レクリエーション環境の整備方針	優れた自然景観と海岸環境を活用するため男鹿水族館周辺を海洋レジャー拠点として位置づけた整備方針を検討します。また旧加茂青砂小学校等の使用されなくなった公共施設を利用し、観光交流拠点の形成を図ります。



男鹿中・北浦・五里合・戸賀加茂 地域方針図



- 商業・業務・観光に係る整備
- 住宅に係る整備
- 工業・流通業務に係る整備
- 緑地・レクリエーションの整備
- 道路等の都市施設に係る整備

その他 主な個別方針

男鹿中地域

- ・集落排水整備事業の整備による環境改善を図る
- ・高齢者向け集合住宅の整備・検討
- ・浜間口周辺の海岸線の整備と景観保全

北浦

- ・国道101号の整備促進
- ・低公害型交通手段の検討
- ・バス路線の維持とサービス向上
- ・特定環境保全公共下水道事業の整備による環境保全を図る
- ・災害に備えた土地利用規制や誘導の推進

五里合

- ・国道101号の整備促進
- ・集落排水整備事業の継続整備による環境保全を図る
- ・狭隘道路の整備改修並びに公共空地の利用促進
- ・福祉ネットワーク体制の整備による高齢者福祉サービスの充実
- ・診療所等の医療体制の充実とまちづくりの連携

戸賀・加茂

- ・高齢者のための公共交通（バス路線）の維持
- ・海岸線の自然保護と景観整備
- ・本集落排水整備事業の整備による環境保全を図る
- ・公民館等の公共施設のネットワーク化（情報の一元管理）
- ・老朽化した家屋、都市施設の安全確保
- ・海上ルートの基点港としての機能の充実

男鹿中・北浦・五里合・戸賀加茂地域の整備方針図

6 まちづくりの実現に向けて

6-1 基本的な方針

6-2 実現体制の整備

6-3 今後の取り組み



男鹿日本海花火

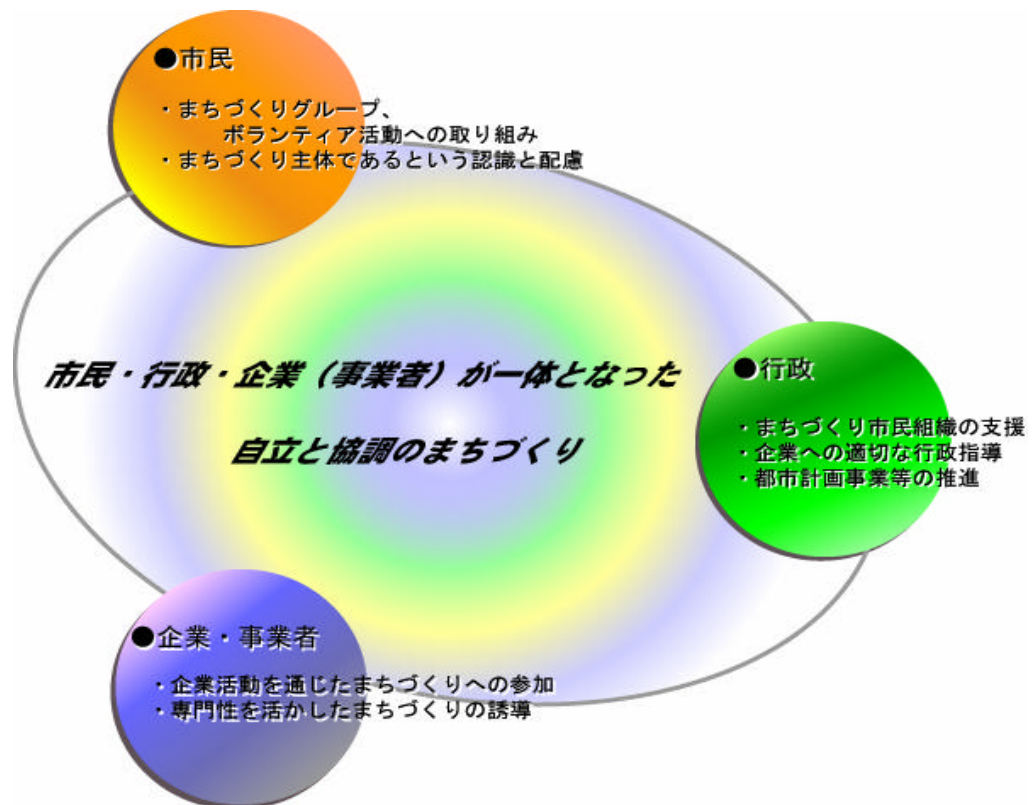


6 まちづくりの実現に向けて

6-1 基本的な方針

本マスタープランの基本方針でも謳っているように、まちづくりにおいて主体となるのは、「そこで暮らし、生活している市民」にほかなりません。そのためより良いまちづくりの実現を目指す上で市民と行政の協働は必要不可欠であり、また市民のまちづくりへの参加意識の向上、かつ意識づけはこれまで以上に必要であると考えられます。また企業（事業者）の独自のノウハウを活用したまちづくりへの取り組みもまちづくりにおいて大きな起爆剤となる可能性を秘めています。

以上より、本市におけるまちづくりの実現化における基本方針を以下のように掲げ、今後もまちづくり活動の推進・バックアップを図っていきます。



“自立と協調”とは…市民、行政、企業がそれぞれ担当する領域（得意分野）を明確にし、それぞれの役割を活かす事でまちづくりを实践していくこと。



6-2 実現体制の整備

➡ 幅広い庁内体制の確立

都市計画マスタープランは総合的かつ包括的なまちづくりの整備目標を掲げています。そのため庁内における幅広い連携・協力体制を確立し、都市計画マスタープランにおけるまちづくり目標の実現化を検討します。

➡ 国、県、JR 等との協力体制の推進

まちづくりの整備目標を達成するため、中心市街地の再整備を検討し、国や県が所管する事業や法制度の適用について調整を図ります。

特に、駅舎改築等の駅前周辺整備計画については、積極的に JR に対して調整・協力を働きかけていきます。

➡ (仮称)まちづくり協議会の設置検討

まちづくりへの住民参加システムの一環として、(仮称)まちづくり協議会の設置を検討します。

(仮称)まちづくり協議会は、

- ・ 民間のまちづくり団体の支援(財政面・技術面)
- ・ まちづくりに係る提案や情報の提供
- ・ 市民・行政・企業の協議の場としての活用

等、住民の各種まちづくり活動を支援・促進するという位置づけとし、協議会設置に向け、庁内における各部局とともに検討を進めていきたいと考えています。



6-3 今後の取り組み

➡ 整備プログラムの作成

今後、本市のまちづくりの実現に向け、優先的かつ重点的な整備プログラムの作成を行う事により、順次実践していく事が望ましいと考えられます。

そのため、早急に整備が必要と考えられる地域、施設、また市民からの要望が高い事項について具体的な整備内容の検討、プログラム化（優先付け）を図り、効率的かつ効果的に実現を図るよう努めます。

➡ 市民によるまちづくりのルール

まちづくりを推進するためには既存の制度、法律を活用する方法がありますが、個性あるまちづくりが求められる昨今においては、市を取り巻く経済状況、社会環境を勘案し、本市の実状に応じた手法、制度によるまちづくりが必要と考えられます。

そのため、これまでのようなハード面における基盤整備に偏ることなく、街並み・景観整備といった規制誘導と自分達の居住環境をより良くするためのルールづくりに対して、住民が積極的に参加できるような支援体制を整備していきたいと考えます。

➡ 効率的な都市計画行政の推進

都市計画マスタープランで示されたまちづくりの目標は中・長期的な視点に基づいて設定されているため、今後の社会状況、経済状況を常に勘案し、21世紀を迎え刻一刻と変化しつづける本市を取り巻く状況を適切に見極めた効率的な都市計画行政を推進します。

➡ 都市計画の決定・見直し

経済状況等により都市は常に変動しているため、都市計画マスタープランで示す目標を実現するには、基礎調査における都市データの更新や法定都市計画の見直しが必要となります。

また、社会情勢の変化や地域の特性に対応したまちづくりの実現に向け、新たに地区計画等の都市計画制度の検討が求められることも考えられます。

そのため、これら法定都市計画の決定、見直し等が必要となる場合は計画内容、事業の熟度等を慎重に見極めながらより良い都市の実現化を図るよう努めていきます。



< 参考 > 都市計画マスタープランの策定経緯

男鹿市都市計画マスタープランの策定経緯					
年月	策定経緯	市民による検討	行政による検討	備考	
平成14年 7月～	策定要領の確認				
平成14年 11～12月	市民意見の把握とそれに基づく検討	市民意向調査 (アンケート調査)			
平成15年 2月	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">全体構想の検討</div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">全体構想の検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地域別構想の検討</div> </div> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本編(素案)作成と内容検討</div> </div>	第1回市民懇談会			
平成15年 5月		第2回市民懇談会	第1回三役会議		
平成15年 7月				第1回庁内策定委員会	
平成15年 9月			第3回市民懇談会	第2回庁内策定委員会	
平成15年 11月				第1回庁内幹事会	
平成15年 12月		第4回市民懇談会	第2回三役会議 第3回庁内策定委員会		
平成16年 1月			第4回庁内策定委員会		
平成16年 2月		第5回市民懇談会	第5回庁内策定委員会		
平成16年 5月			第2回庁内幹事会		
平成16年 7月			第3回庁内幹事会		
平成16年 9月			第4回庁内幹事会		
平成17年 1月			第3回三役会議		
平成17年 2月	決定・公表		県協議 都市計画審議会		



発行 秋田県男鹿市産業建設部都市下水道課
〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1
TEL : 0185-23-2111 FAX : 0185-23-2424

